

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

筑西市の概要と立地

筑西市は茨城県西部、万葉に詠われる筑波山の西麓に位置し、鬼怒川・小貝川・五行川・大谷川・田川などの複数河川が市域を貫流する肥沃な平野に形成された田園都市である。平成17年の1市3町(下館市、関城町、明野町、協和町)の合併により現在の筑西市が誕生し、旧下館市域を主たる地盤とする下館商工会議所と、旧三町域を主たる地盤とする筑西市商工会が、地域経済の振興を担っている。農業では首都圏市場に向けた野菜・米麦などが高い生産性で営まれ、工業は関東内陸物流の利便性を背景に製造業が集積し、商業は歴史ある商都としての商店街などが広がる。これらが補完関係をなし、県西地域の中心都市としてバランスの取れた産業構造を形成している。

また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や国道50号などの幹線道路により首都圏・北関東とのアクセスに優れる一方、内陸であるがゆえに内水・河川水害、広域地震、停電・燃料の逼迫、通信遮断による事業影響が顕在化しやすい。地域の特性を踏まえ、平時からの備えと連携体制の強化により、災害等からの早期回復力(レジリエンス)を高めることが、地域の雇用・暮らし・産業を守るうえで不可欠である。

※筑西市人口 96,107人 40,183世帯 令和8年3月1日現在



(1) 地域の災害等リスク

(洪水・土砂災害：洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ)

各河川流域の最大規模総雨量(鬼怒川 72h. 669mm、小貝川 72h. 778mm、大谷川 72h. 778mm、五行川 48h. 783mm、田川 6h. 365mm)の雨量で想定。

1) 河川洪水

下館地区においては南部の五行川及び鬼怒川周辺、西部の鬼怒川周辺、関城・明野地区においては小貝川周辺が、木造住宅等が破壊されたり流されたりする氾濫流が発生する恐れのある「家屋倒壊等氾濫発生区域」となっている。

2) 浸水全般

市内全域の河川周辺地域において、最大20m未満の浸水が予測されている。また、鬼怒川沿い川島地区の一部が、河川浸食による「家屋倒壊等氾濫発生区域」となっている。下館商工会議所及び筑西市役所が立地する下館駅北口前は浸水の危険は低いとされているが、筑西市商工会が立地する海老ヶ島地区においては、最大3m未満の浸水が予測されている。

3) 土砂災害

土砂災害は近年増加の傾向にあるが、突然発生することから予測は非常に難しく、同じ危険箇所でも繰り返し発生し被害が大きいという特徴がある。茨城県は、このような土砂災害の発生するおそれのある危険区域を、土砂災害防止法に基づいて土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定している。筑西市には、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)の危険性がある土砂災害警戒区域等が27箇所ある。

(地震：J-SHIS、地震ハザードステーション)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で高い確率で発生するとされている。

◆茨城県南部を震源地とした被害想定（震度 6 強）

建物被害	液状化		揺れ		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
	10	20	40	850	50	870

電力被害	被害直後		被災 1 日目		被災 3 日目	
	停電件数	停電率	停電件数	停電率	停電件数	停電率
	55,000	0.90	28,000	0.46	220	*

上水道被害	被害直後		被災 1 日目		被災 1 週間後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
	87,000	0.92	53,000	0.56	9,500	0.10

通信被害 (固定電話)	被害直後		被災 1 日目		被災 4 日後	
	不通回線数	率	不通回線数	率	不通回線数	率
	15,000	0.90	7,700	0.46	60	*

携帯電話は、被災直後は基地局への非常用電源の整備や移動基地局の配備により、基地局の停波は概ね発生しないが、バッテリーや非常用電源の燃料の枯渇等によりつながりにくい状況となる。さらに、通信会社による規制や通信の集中によって、固定電話及び携帯電話ともに広範囲で輻輳が発生して、つながりにくい状況となる。

(その他)

筑西市は内陸に位置しており、年間降雪量は 917mm(2025 年)となっている。夏は猛暑日になることも多く、熱中症や水不足といったことも懸念されている。平成 27 年には関東・東北豪雨（常総水害）が発生し、当市の鬼怒川左岸 44.1k 付近（船玉地区）、鬼怒川左岸 45.9k 付近（伊佐山地区）にて水害被害が発生した。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは、過去において一定の期間において出現し、世界的な流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付け変更等により社会経済活動は平常化しているものの、完全に終息したものではなく、今後も変異株の発生等により再拡大する可能性も否定できない。加えて、同感染症の流行により得られた知見や教訓は、将来の新興感染症対策において極めて重要である。

このため、感染症は引き続き事業継続に重大な影響を及ぼし得るリスクとして認識し、筑西市においても、市民の生命・健康への影響のみならず、事業活動の停滞やサプライチェーンの寸断等を引き起こすおそれがある。感染症による事業者への具体的な影響としては、下記が挙げられる。

- 1) インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛要請等により売上が急減する。
- 2) 海外工場の操業停止、部品材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなり、売上が急減する。
- 3) 従業員本人が罹患した場合や、従業員の家族が感染した場合の他学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合に、従業員が出勤できなくなる。

また、当市では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

筑西市の状況

- ・商工業者等数 4,338 者
- ・小規模事業者数 3,416 者

うち事業継続力強化に取り組んでいる事業者は 69 者（事業継続力強化計画認定人数）

内訳 令和5年度 18 者 令和6年度 16 者 令和7年度 35 者

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	商業	1,071	986	市内に広く分散している
	工業	564	446	市内に広く分散している
	建設業	580	564	市内に広く分散している
	サービス業	2,123	1420	市内に広く分散している
	合計	4,338	3,416	

※令和3年度経済センサス参照

(3) これまでの取組

1) 筑西市の取組

- ・筑西市地域防災計画の策定
- ・筑西市地域防災計画の改訂
- ・筑西市業務継続計画の策定
- ・筑西市国土強靱化地域計画の策定
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄
- ・筑西市防災マップ（ハザードマップ）による啓発活動
- ・災害時緊急避難所の設置
- ・情報メール一斉配信サービスの実施
 - ※「火災等情報」「防災無線情報」「イベント情報」「不審者情報」「就職応援」「その他情報」を随時メールにて配信
- ・防災無線による災害情報等の放送
- ・ケーブルテレビ筑西と連携した災害情報等の放送
- ・筑西市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・筑西市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・筑西市新型コロナウイルス感染症対策ビジョン策定
- ・新型コロナウイルス感染症関連支援事業の実施
 - ※個人・世帯・事業者向け 給付・助成・貸付・減免・猶予
- ・新型コロナウイルスワクチン接種に向けての準備

2) 下館商工会議所の取組

- ・「事業継続計画・震災時対応マニュアル」の策定
- ・会員被災情報の収集、国、県、市への情報提供
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・会員向け保険制度について、茨城県火災共済協同組合、関東自動車協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品の備蓄
- ・筑西市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・県内商工会議所との「災害時の相互協力に関する協定」の締結

3) 筑西市商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定
- ・会員被災情報の収集、国、県、市への情報提供
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・会員向け保険制度について、茨城県火災共済協同組合、関東自動車協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品の備蓄
- ・筑西市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・近隣商工会との災害時の相互協力

4) 事業継続力強化計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者 BCP の策定に係る指導 30 者
(内訳 下館商工会議所 15 者 筑西市商工会 15 者)
- ・事業者 BCP 策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 20 者
(内訳 下館商工会議所 10 者 筑西市商工会 10 者)
- ・市内主要産業であるサービス業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 10%
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年 2 回
(内訳 下館商工会議所 1 回 筑西市商工会 1 回)
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進 14 者
(内訳 下館商工会議所 7 者 筑西市商工会 7 者)
- ・防災訓練の実施 2 回
(内訳 下館商工会議所 1 回 筑西市商工会 1 回)

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

(1) 事業者の課題

- ・平成 27 年の関東・東北豪雨や令和元年の台風 19 号による大規模水害により、県民の防災・減災意識は以前に比べ高まってはいるが、小規模事業者においては、「自分のところは大丈夫」という意識がまだまだ根強く、具体的なリスク対策が十分に行われていない現状がある。
- ・新たな課題として、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクが発生している。このため、感染症リスクに対応できる体制を構築する必要がある。

(2) 下館商工会議所・筑西市商工会・筑西市の課題

- ・現状では、災害発生時の対応が商工会議所・商工会は「事業継続計画」、市は「市地域防災計画」に基づいたものであり、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が整備されていない。
- ・各団体ともに BCP を策定しているものの、職員間での内容の共有と理解が不十分であるため、実際に災害が発生した場合において、効果的に機能するかどうか懸念がある。
- ・小規模事業者に対する、BCP 策定や災害対応施策に関する周知活動が不十分であるため、啓発活動の強化が課題である。
- ・感染症対策において、小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を情宣していくことが必要である。

【対策】

① 小規模事業者の意識改革と BCP 策定支援の強化

小規模事業者における「自社は被害を受けない」といった過信を払拭するため、過去の災害事例（平成 27 年関東・東北豪雨や令和元年台風第 19 号）を活用した啓発活動を実施する。あわせて、専門家派遣や個別訪問支援により、実効性の高い事業者 BCP の策定を推進する。

また、策定後のフォローアップ支援を行い、計画の形骸化を防止するとともに、定期的な見直しを促進する。

② 関係機関の連携強化と実効性ある体制整備

下館商工会議所・筑西市商工会・筑西市の三者間において、災害時の情報共有および役割分担を明確化した連携体制を構築する。具体的には、連絡体制の整備、共同訓練の実施、被災時の支援フローのマニュアル化を進める。また、各団体内部においても BCP の内容共有・研修を実施し、職員の理解度向上を図ることで、非常時における迅速かつ的確な対応力を強化する。

③ 感染症対策およびリスクファイナンスの推進

新型コロナウイルスの拡大リスクに対応するため、小規模事業者に対し、基本的な感染症対策（手洗い・消毒・体調管理・出勤制限ルール等の整備等）の徹底を周知する。また、マスクや消毒液等の衛生資材の備蓄を促進するとともに、事業停止リスクに備えた保険加入等のリスクファイナンス対策の重要性についても啓発を行う。さらに、感染症発生時の事業継続方法（代替要員の確保、非接触型サービスの導入等）について具体的な支援を行う。

3 目標

(1) 小規模事業者への BCP 策定支援の強化

- ・小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・専門家や損保会社等との連携による支援体制を構築し BCP 策定支援を強化する。
 - ① 年間 20 者に対して事業者 BCP の策定・見直し支援を行う。
 - ② 市内小規模事業者全体の事業継続力強化計画（BCP）策定率を 10%とする。
 - ③ 市内主要産業であるサービス業の小規模事業者における策定率を 12%とする。
 - ④ 地域経済の中心である下館地区の小規模事業者における策定率を 15%とする。
 - ⑤ 損害保険加入の取組を年間 18 者に対して実施する。
 - ⑥ 上記目標達成のため、セミナー・説明会を年 3 回開催する。
 - ⑦ 事業継続力強化計画認定件数 下館商工会議所 6 社 筑西市商工会 4 社

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、下館商工会議所、筑西市商工会、筑西市の間における緊急連絡網と被害情報報告ルートを構築する。
- ・情報の収集、提供に当たっては、リアル会議に加え、オンライン会議などを有効に活用する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制確立

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県に報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

下館商工会議所、筑西市商工会及び筑西市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省および関係支援機関（いばらきよろず支援拠点、損害保険会社等）と連携し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況や災害対応に関する取組状況を把握する。
- ・下館商工会議所および筑西市商工会が実施する巡回・窓口相談時に、BCP策定状況、災害リスク対策、感染症対策の実施状況についてヒアリングを行い、実態把握に努める。
- ・セミナーや個別相談の参加事業者に対してアンケート調査を実施し、事業継続力強化に関する課題やニーズを収集・分析する。
- ・筑西市と連携し、被災履歴やハザードマップ等の地域防災情報を踏まえた業種別・地域別のリスク分析を行い、市内小規模事業者の取組状況の傾向を把握する。
- ・金融機関および損害保険会社と情報共有を図り、保険加入状況や資金繰り支援の観点から、事業継続に向けた備えの実態把握を行う。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・下館商工会議所及び筑西市商工会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから事業者を守り事業継続を支援する。
- ・「筑西市地域防災計画」「筑西市新型インフルエンザ等対策行動計画」と、本計画との整合性を図り、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等による巡回経営指導時に、筑西市防災マップ（ハザードマップ）等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・BCP対策のための新規設備における固定資産税減免のメリットをPRする。
- ・BCP策定の専門家派遣と個別相談の実施。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷

静に対応することを周知する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(3) フォローアップ

- ・ 事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・ (仮称) 筑西市事業継続力強化支援協議会（構成員：下館商工会議所、筑西市商工会、筑西市）を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・ 自然災害（東日本大震災等と同規模の地震）が発生したと仮定し、下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市の連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- ・ 茨城県火災共済協同組合、茨城よろず支援拠点等にリスクファイナンスに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

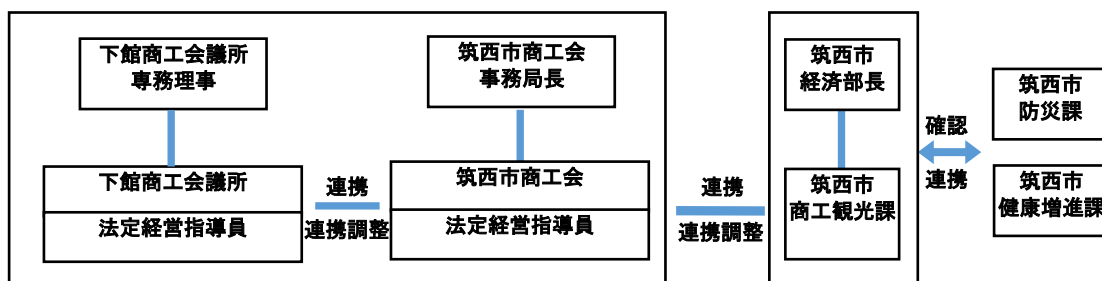
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

(1) 実施体制



① 都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・下館商工会議所、筑西市商工会、筑西市各課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行い、地域の実情に即した実効性の高い計画の策定・見直しを行う。

② 商工会議所及び商工会の事業継続力強化支援事業の実施体制

- ・市内を法定経営指導員2名及び経営指導員5名の体制で巡回指導を実施する。
- ・経営指導員を各小規模事業者ごとに配置し、BCP策定支援から策定後のフォローアップまで一貫した伴走支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を締結している損害保険会社と連携し、専門家によるセミナー及び個別相談の実施体制を整備する。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員2名、経営指導員5名の体制により、支援件数、BCP策定件数、セミナー実施回数等の指標を用いて、事業の実施状況を定量的に把握し、効果測定を行う。
- ・把握・検証した実施状況については、下館商工会議所、筑西市商工会及び筑西市による連絡協議会(年1回開催)において評価を行い、課題の整理及び次年度の支援内容の見直しに反映する。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得や最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

下館商工会議所 経営指導員 吉澤 功 (連絡先は後述(3)①参照)

筑西市商工会 経営指導員 松尾 賢太郎 (連絡先は後述(3)①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

③広域経営指導員の当否

経営指導員吉澤功は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

(3) 商工会議所／商工会、関係市町村連絡先

下館商工会議所

〒308-0031 茨城県筑西市丙 360 (スピカ 6F)

TEL : 0296-22-4596 FAX : 0296-25-0415

Email: info@shimodate-cci.or.jp

筑西市商工会

〒300-4596 茨城県筑西市海老ヶ島 1292-2

TEL : 0296-52-2511 FAX : 0296-52-5397

Email: info@chikusei.org

筑西市 経済部 商工観光課

〒308-8616 茨城県筑西市丙 360

TEL : 0296-54-7011 FAX : 0296-20-1186

Email: shokou@city.chikusei.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	300	300	300	300	300
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ、チラシ作製費	70	70	70	70	70
・ その他	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、茨城県補助金 等 ただし、専門家派遣等は無償で派遣承諾いただいた場合は当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者無し

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

発災時においては、人命の安全確保を最優先とし、その後速やかに被害状況の把握と情報共有を行う。下館商工会議所、筑西市商工会及び筑西市は連携し、職員の安否確認を行うとともに、巡回・電話・SNS等を活用して管内事業者の被害状況の把握に努める。収集した情報は三者間で速やかに共有し、被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

■大規模自然災害発生時

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行い、メールやSNS等により業務従事の可否や被害状況を共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する等の対応を行う。

- ・職員が被災し、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、すみやかに情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有・報告

被害情報は三者間で共有するとともに、茨城県等関係機関へ報告する。情報共有は、発災直後は随時、その後は状況に応じて定期的実施する。下館商工会議所、筑西市商工会と筑西市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

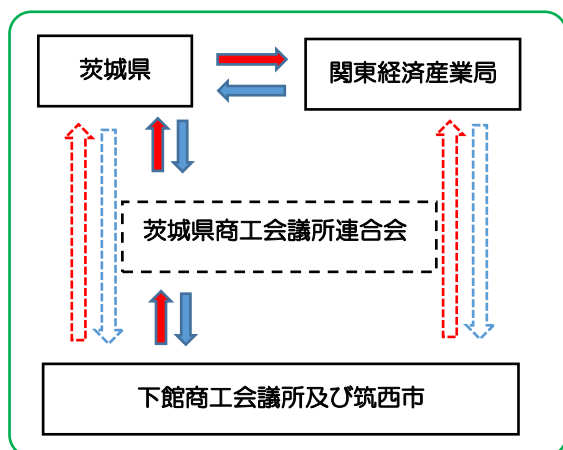
■感染症・サイバー攻撃等発生時

- 1) 管内事業者に対するリスクの周知
感染症やサイバー攻撃に関する情報を収集し、ホームページやSNS等で迅速に周知する。
- 2) 管内事業者の被害状況の確認
巡回・電話・オンライン等により、事業者の営業状況や影響を把握する。
- 3) 被害情報の共有・報告
三者間で情報共有を行い、必要に応じて関係機関へ報告する。

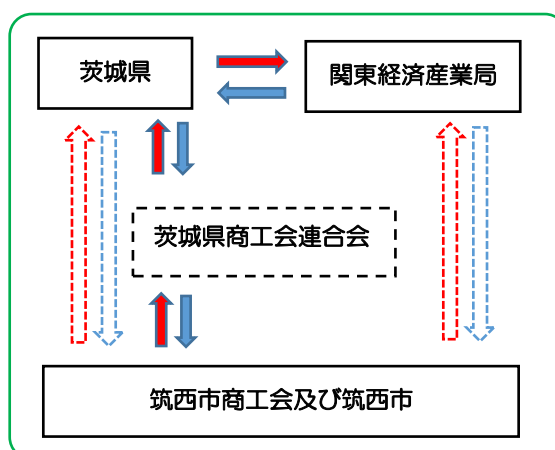
(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・下館商工会議所、筑西市商工会及び筑西市において、指揮命令系統を明確化し、迅速な意思決定が可能な体制を構築する。
- ・小規模事業者の被害情報については、商工会議所・商工会が収集し、県連合会等を経由して茨城県へ報告する。
- ・緊急時には、必要に応じて県や関東経済産業局へ直接報告を行う。
- ・被害状況の確認方法や被害額算定方法については、あらかじめ三者で統一しておく。
- ・二次被害防止の観点から、現地活動の可否について適切に判断する。

<下館商工会議所連絡ルート>



<筑西市商工会連絡ルート>



※発生直後等、緊急時には県連合会を通さず、直接茨城県及び関東経済産業局へ報告する場合もある。尚、連絡ルートに関しては感染症流行の場合も同様とする。

(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・下館商工会議所及び筑西市商工会において相談窓口を設置し、被災事業者からの相談対応を行う。
- ・巡回や電話、SNS、会員ネットワーク等を活用し、被害状況の詳細把握を行う。
- ・国、茨城県、筑西市が実施する補助制度や災害融資等の支援施策について、迅速に周知する。
- ・感染症の場合には、影響を受けた事業者に対し、各種支援策の案内や相談対応を実施する。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国及び茨城県の方針に基づき、復旧・復興支援を実施する。

- 被災事業者に対し、罹災証明書の取得や補助金申請、保険金請求、融資制度の活用等について支援を行う。
- 事業再建に向けた経営相談や事業計画策定支援を実施する。
- 被害が甚大で対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣について関係機関と調整する。